

落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点（技術点）」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点（価格点）」の合計点数（最大2,000.0点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点の合計点数が最も高い入札者を落札候補者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	1,500点	提案内容より最大1,500点の配点を行う
価格点	500.0点	価格点 = $500.0 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
合計点	2,000.0点	

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が2者以上あるときは、以下の順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が1者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が2者以上ある場合で、「別途仕様書に定める機能要件に係る得点（機能要件の合計点数）」が最も高い者が1者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「機能要件の合計点数」がすべて同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

技術点は、総合評価基準表に基づき、提案内容を評価することとし、総合評価基準表の各項目について、下表のとおり6段階評価を行う。

採点基準表

採点	採点の意味合い
5	要求仕様を踏まえて、県に実益をもたらす提案であることが、より具体的に示されているもの。
4	要求仕様を満たす上で、県に実益をもたらす提案となっているもの。

3	要求仕様を満たす上で、標準的な提案となっているもの。
2	要求仕様を満たすことについて、一部、県の要求水準を満たしていないもの。
1	記述はあるが、大部分が県の要求水準を満たしていないもの。
0	記述がない。

※ 「採点4」の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案がなされている。
- ・ 県の実情を理解し、県にとって実益があり有益な提案をしている。

※ 「採点5」の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
- ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。

(2) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(上記1-(1)に示す計算式に基づき算出)ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

総合評価基準表

評価項目		評価基準	配点
1 基本的事項・考え方			
1-1	企業情報	企業概要	・企業概要及び企業の資格取得状況等が記載されているか。
		類似業務の実績	・同規模程度以上の類似業務実績があり、得られた知見を本業務に活かす手段が記載されているか。
1-2	本業務の背景、目的の理解		・本業務の背景、目的の正しい理解に基づき、コンセプト、特徴、アピールポイント等が記載されているか。
2 体制・プロジェクト管理等			
2-1	実施体制・スケジュール管理	業務実施体制	・責任者およびチームリーダー等は、仕様書の要件を充足し、豊富な実績を有しているか。 ・柔軟性や即応性を有した現実的な業務実施体制が記載されており、調達仕様書の要件を充足しているか。 ・共同化を推進するため十分な体制となっているか。 ・自然災害や感染症など突発的事象発生リスクに対応できる体制となっているか。
		プロジェクト管理	・プロジェクト管理に関する以下の手法は調達仕様書に従い具体的に示されているか。 ○進捗管理/品質管理/課題・リスク管理/変更管理/ステークホルダとの調整/コミュニケーション管理 ○本業務において想定されるリスクが識別されており、対応策が具体的に示されているか。
		スケジュール管理	・調達仕様書に示すスケジュールを踏まえ、具体的かつ無理のない合理的な作業スケジュールが示されているか。 ・各工程におけるマイルストーン、前後関係が考慮されているか。 ・本県および県内市町村が実施すべき作業等が明確に示されているか。
3 基本方針に関する提案			
3-1	利用者の負担軽減	ヒューマンエラーの未然防止	・実現するための機能が明確に示されているか。 ・利用者の負担軽減に向けて継続して改善を図っていくための工夫があるか。
		積算作業の効率化	
		精査作業の効率化	
		積算条件の明確化	
3-2	運用管理上の負担軽減	積算基準等の速やかな反映	・実現するための機能や運用方法等が明確に示されているか。 ・運用管理上の負担軽減に向けて継続して改善を図っていくための工夫があるか。
		設計単価の速やかな反映	
		システムエラーの未然防止	
		各種データの引継ぎ(設計書の移行支援)	
3-3	多様化する業務形態への対応	テレワークへの対応	・実現するための機能やライセンスの運用方法等が明確に示されているか。 ・多様化する業務形態に、将来的に柔軟に対応できる機能や体制があるか。
		外部委託への対応	
		大規模災害等への対応	
3-4	積算システムの拡張性、柔軟性、発展性の強化	市町村との共同利用の拡充に向けた対応	・市町村との共同利用に向けた対応が明確に示されているか。 ・実現するための機能が明確に示されているか。 ・新たな技術や他システムの利用を活用し、継続して改善を図っていくための工夫があるか。
		日数情報との連携	
		地理空間情報等との連携	
4 満たすべき要件			
4-1	業務要件		・全体方針ならびに共同利用の方針に対応する事項が明確に示されているか。 ・将来的な技術動向や行政情報システムのあり方等も考慮したものとなっているか。
4-2	機能要件	基準	※機能要件対応表より事務局にて採点 ・機能要件対応表に示された機能要件について、機能要件ごとに受託者が提案するシステムによる対応可否等が明示されているか。 ・対応できない機能については、代替策が示されているか。
		設計書作成	
		演算処理	
		帳票出力	
		設計書管理	
		利用者管理	
		運用支援	
		その他機能	
4-3	帳票要件		・提供する帳票一覧や概要が明確に示されているか。 ・本県との協議方法や本県固有のニーズへの方針が適切か。 ・将来的な帳票追加についての考え方は妥当であるか。
4-4	非機能要件	ユーザビリティ及びアクセシビリティ	・以下のユーザビリティ及びアクセシビリティについて調達仕様書に記載の要件を充足しているか。 ○画面構成 ○操作方法の分かりやすさ ○指示や状態の分かりやすさ ○エラーの防止と処理 ○表示状態の分かりやすさ

280

690

総合評価基準表

評価項目		評価基準	配点	
	性能	・調達仕様書に記載した性能要件を充足しているか。 ・性能テストは妥当な方法で計画されているか。 ・業務への影響を考慮した処理性能となっているか。		
	信頼性	・調達仕様書に記載した信頼性の要件を充足しているか。		
	拡張性・上位互換性	・調達仕様書に記載した拡張性の要件を充足しているか。 ・利用期間の利用団体やユーザー数、システム環境の変化に柔軟に対応でき、将来を見据えた提案となっているか。		
	中立性・継続性	・調達仕様書に記載した中立性・継続性の要件を充足しているか。 ・費用対効果を考慮した継続性の提案となっているか。		
	情報セキュリティ	・調達仕様書に記載した情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）に係る要件を充足しているか。		
	システム構成	・クライアント端末、プログラム、サーバ、ネットワーク環境に係る要件が調達仕様書を充足しているか。 ・コスト、セキュリティ、利便性を考慮したシステム構成となっているか。		
5 設計・開発・テスト等に関する事項				
5-1	要件定義・設計に係る作業内容	・要件定義、設計における作業要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、市町村、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・効率的かつ効果的に異との合意を形成するための工夫が具体的に示されているか。	90	
5-2	開発に係る作業内容	・開発における作業要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・効率的かつ効果的に作業を遂行するための工夫が具体的に示されているか。		
5-3	移行・並行稼働	・調達仕様書に記載した移行における要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・並行稼働期間及び切替の手法が、職員の業務影響を考慮した上で具体的に示されているか。		
5-4	テスト	・調達仕様書に記載したテストにおける要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・各種テストにおいて品質を担保するための工夫が示されているか。		
5-5	教育	・調達仕様書に記載した教育における要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・管理者、利用者にとって必要となるコンテンツ等について考慮されているか。 ・運用開始後の安定利用に関するフォローが考慮されているか。		
5-6	成果品	・調達仕様書に記載した成果品に係る要件を充足しているか。		
6 運用・保守に関する事項				
6-1	運用	運用設計とサービスレベル	・運用における要件を踏まえて、運用計画及びSLAが具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・処理の自動化等、属人化を避け、また事務の効率化をもたらすための工夫が示されているか。	370
		サポート体制	・運用における要件を踏まえて、運用サービスのサポート体制が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・職員の円滑な業務遂行を支援する工夫が示されているか。	
		監視体制と障害対応	・運用における要件を踏まえて、監視体制及び障害発生時の対応方針が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・障害発生に適切に対応するための工夫が示されているか。	
		積算基準データ運用	・積算基準データ運用における要件を踏まえて、対応方針が具体的に示されているか。	
		追加要件への対応	・本運用開始後の追加要件（工種の追加、共同利用団体の増減など）の対応方針が具体的に示されているか。	
6-2	保守に係る作業内容	保守設計とサポート体制	・保守における作業要件を踏まえて、保守計画及びサポート体制が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、その他設備における保守が費用対効果を考慮した内容となっているか。	
		予防保守と障害対応	・保守における作業要件を踏まえて、予防保守及び障害・緊急対応が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・保守範囲を超えた場合の対応方針が適切な内容となっているか。	
		アプリケーション保守など	・保守における作業要件を踏まえて、アプリケーション保守の内容及び提供条件が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・OSや関連ソフトウェアの保守がコスト低減を考慮した内容となっているか。	
6-3	経済性	運用保守に係るコスト	・令和5年度から令和10年度の運用保守に係る費用が明確に示されているか	
		積算基準データ等に係るコスト	・本県が別途、基準データ等を購入する必要があるか。	
6-4	契約終了後のフォロー	・契約終了後（運用開始後）のフォロー（体制・内容）について示されているか。 ・本県が利用延長を希望した場合の対応方針が示されているか。		
技術点合計			1,500	

見積金額による価格点

価格に関する事項			配点
	本業務にかかる見積金額について	【500 × (1 - 入札価格 / 予定価格)】	500